

## ケーブルプラスでんき 重要事項説明書ケーブルプラスでんきサービスのご利用にあたって

**□本書面並びにこれと一体のものとして交付するケーブルプラスでんき申込書控えの内容を十分お読みください。**

□電気事業法第2条の13に基づき、「ケーブルプラスでんき」の利用に関する契約の締結前に行われる供給条件の説明および書面の交付が、ホームページ等の電子的媒体を通じて閲覧に供する方法で行われることについてご承諾いただきます。

### 1. サービスの定義

- 「ケーブルプラスでんき」（以下、本サービス）を提供する小売電気事業者はa u エネルギー&ライフ株式会社（登録番号：A0077、以下、a u E L）です。
- 本サービスはa u E Lの業務委託先である株式会社広域高速ネット二九六（以下、ケーブルネット296）を通じてお申し込みいただけます。a u E Lがケーブルプラスでんきへの切替が可能であることを確認できた日をご契約成立日となります。具体的なご契約成立日は、「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」にてお知らせ致します。
- 本サービスのご利用料金（以下、電気料金）はケーブルネット296から請求させていただきます。電気料金のお支払い方法は、口座振替のみとします。

### 2. 契約に関するご注意

- あらかじめa u E Lが定める「ケーブルプラスでんき需給約款」およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下、当該一般送配電事業者等）が別に定める「託送供給等約款」等ならびにケーブルネット296が定める「ケーブルプラスでんき利用規約」および「でんきセット割利用規約」を承認のうえ、所定の様式によって申込みをしていただきます。KDDI株式会社（以下KDDI）ホームページ（<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/conditions/>）及びケーブルネット296ホームページ（<https://www.catv296.co.jp/>）をご確認ください。ただし、ケーブルネット296が認める場合には電話等による申込を受付することがあります。
- a u E Lにて、小売電気事業者の切替手続きを行います。（お客さま自身による現在ご契約の小売電気事業者への解約手続きは不要です）
- 申込を撤回される場合、遅くとも本サービスへの切替日の2営業日前までにケーブルネット296まで必ずご連絡ください。本サービスへの切替後に、元の小売電気事業者に戻られるためには、お客さま自ら、元の小売電気事業者に新規ご契約手続きを行っていただく必要がございます。この場合、本サービスへの切替日以降、元の小売電気事業者に戻られるまでにご使用された電気料金については、ケーブルネット296にお支払いいただけます。
- お申込前に、現在ご契約の小売電気事業者の解約に伴う不利益事項を十分にご確認ください。例えば以下のような不利益事項が考えられますので、現在ご契約の小売電気事業者にご確認下さい。
  - ①違約金の発生（複数年契約などの場合）
  - ②ポイント等の失効
  - ③継続利用期間割引に適用される継続利用期間の喪失
  - ④過去電力使用量に関する照会不可
  - ⑤現小売電気事業者による検針票の提供終了
- ご利用開始（料金適用開始）の日は、切替申請日から起算して、原則5営業日に2暦日を加えた最初の検針日となります。ただし、スマートメーターへの取替工事が必要となる場合は、原則10営業日に2暦日を加えた日以降の最初の検針日です。なお、具体的なご利用開始日は、別途郵送される「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」にてお客さまにお知らせいたします。
  - ※「切替申請日」とは、a u E Lが電力広域的運営推進機関に対して小売電気事業者の切替を申請した日であり、原則、a u E Lがケーブルネット296からお申し込み内容を受領した翌日となります。
  - ※a u E Lが設定したご利用開始日までにスマートメーターへの取替工事が完了しない場合、アナログメーターのまま「ケーブルプラスでんき」のご利用が開始されます。
- お客さまの「ご契約種別」「供給設備の状況」等によりサービス提供ができない場合がございます。予めご了承ください。
- お引越先でケーブルプラスでんきをご利用される場合、ご利用開始（料金適用開始）の日は、お客さまが入居し、電気の使用を開始した日となります。申込手続きが入居日の翌日以降になった場合でも、入居日に遡ってご契約いただきます。
- ケーブルネット296の利用料金を半年払いもしくは年間払いでお支払いいただいている場合、月払いへの変更が必要です。
- 電気料金のお支払いが、1回でも延滞となった場合は本サービスを強制的に終了させていただきます。ただし、延滞理由がお客さまに責がない場合はこの限りではありません。

### 3. 電気料金・でんきセット割に関するご注意

- 電気料金は、当該一般送配電事業者等にて検針した使用電力量に基づき、a u E Lが別途定める料金表にて計算します。なお、電気料金の算定期間は1日から月末日です。
- 本サービスへの切替申込と同時に、ご契約アンペアまたはご契約容量を変更することはできません。お引越先でのご利用の場合のご契約アンペアまたはご契約容量は、お引越先物件の既設ブレーカー容量でご契約いただきます。
- 電気料金の算定期間中に契約の開始や解約があった場合は、日割計算をいたします。
- ご契約アンペア・ご契約容量を変更した場合、変更日から1年以内にアンペア数・契約容量を減少させることはできません。季節に応じた上げ下げはできませんので、予めご了承ください。
- 電気メーターの故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとa u E Lとの協議によって定めます。
- 本サービスの切替に伴う手続きおよび電気メーター取替え工事に関しては、お客さまの費用負担はありません。
- 別途でんきセット割規約で定める対象サービスと本サービスを同時に利用することで、でんきセット割が適用されます。でんきセット割は、本サービスの電気料金請求発生月に電気料金と対象サービスの合計金額に対して、毎月自動的に適用されます。電気料金に含まれる基本料金および電力量料金の合計金額が5,000円（税込5,500円）未満で基本料金および電力量料金の合計金額の1%、5,000円（税込5,500円）以上8,000円（税込8,800円）未満で基本料金および電力量料金の合計金額の3%、8,000円（税込8,800円）以上で基本料金および電力量料金の合計金額の5%の金額が割引されます。ただし、2023年9月ご請求分より割引率を次の通り変更します。電気料金に含まれる基本料金および電力量料金の合計金額が8,000円（税込8,800円）未満で基本料金および電力量料金の合計金額の0.5%、8,000円（税込8,800円）以上で基本料金および電力量料金の合計金額の1%の金額が割引されます。なお、該当算出に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。また、でんきセット割の適用には次の条件を全て満たす必要があります。
  - ・電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求発生があること。

- ・本サービスおよびご契約の対象サービスを同一住所で契約していること。

#### 4. 請求に関するご注意

- 電気料金は、原則、ご利用月の2ヶ月後に請求いたします。ただし、当該一般送配電事業者等の検針スケジュールやその他の都合により、3カ月後のご請求となる場合があります(それ以降、3カ月後のご請求となります)。
- お客さまが電気を不正に使用し電気料金のお支払いを免れた場合、お支払いを免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としてお客さまに請求させていただきますことがあります。
- 電気料金のお支払期日を経過してなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数について、年利14.5%(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします)の割合で算出した額を延滞利息として、ケーブルネット296が定める方法によりお支払いいただきます。但し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- 「ケーブルプラスでんき需給約款」に基づき、電気の使用の開始(本サービスお申し込みに伴う電気メーター取替工事を除きます。)、お客さまの都合による設備変更等により、工事費用が発生する場合があります。その際は、ケーブルネット296もしくは当該一般送配電事業者等により費用を請求させていただく場合があります。  
※契約電流または契約容量を新たに設定した日から1年以内に、契約電流もしくは契約容量を減少させた場合、auELが当該一般送配電事業者等から請求された清算金をお客さまに支払っていただく場合があります。
- 紙面での料金明細発行希望の場合は、明細発行手数料としてケーブルネット296から1請求あたり200円(税込220円)請求いたします。

#### 5. auIDに関するご注意

- 使用電力量および電気料金は、ケーブルプラスでんきWEBサービスにてご確認ください。その際のIDおよびパスワードは、別途郵送する「ケーブルプラスでんきご利用開始のご案内」にてお知らせいたします。
- ケーブルプラスでんきWEBサービスでは、ログインにauIDを利用します。「ケーブルプラスでんき」のお申し込みにあたっては、ID利用規約([https://id.auone.jp/id/pc/legal/auid\\_terms.html](https://id.auone.jp/id/pc/legal/auid_terms.html))にもご同意の上、お申込みいただきます。
- ケーブルプラスでんきWEBサービスでは、「ケーブルプラスでんき」のご利用開始日の翌日以降から、日々の電気使用量をご確認いただけます。ただし、スマートメーターの通信環境等により、データが欠損する場合があります。実際の使用量、料金と異なる場合がございます。なお、お客さまに請求する料金に関しては、電力会社から提供される確定電力量を使用して正しく請求が行われます。  
また、スマートメーターへの取替工事遅延等により、アナログメーターのままサービス提供が行われている期間は、「実績確認」「電気料金予測」「分析」「アドバイス」等の機能がご利用いただけません。

#### 6. 工事などに関するご注意

- お客さま宅の電気メーターがアナログ式の場合は、スマートメーターへ取り替える必要があります。本取替工事の際、お客さまの土地または建物への立ち入りおよび工事を実施いたします。取替工事は当該一般送配電事業者等にて行います。その際、原則事前に当該一般送配電事業者等よりご連絡をさせていただきますので、ご家族の皆様にもお伝えいただけますようお願い申し上げます。
- 本取替工事の際、お客さまの工事立ち会いの必要はありません。また、数分から数十分程度の停電が発生することがあります。
- 当該一般送配電事業者等または当該一般送配電事業者等が委託した事業者が、法令で定められている調査や検針時等に、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- 当該一般送配電事業者等の電気工作物(電気の引込線やメーター等)やお客さまの電気工作物に異常、もしくは故障がある場合は、すみやかにお客さまより当該一般送配電事業者等にご連絡をお願いします。

#### 7. auELからの契約解除またはケーブルネット296からの契約解除要請について

- ケーブルネット296が定める支払期日までに、電気料金のお支払いが無い場合、契約を解除させていただく場合があります。auELとの契約解除に伴い無契約状態になると、当該一般送配電事業者等により電気の供給が停止される場合があります。
- ケーブルネット296が定める支払期日までに、ケーブルネット296、KDDIおよびauELの既存サービス(インターネットや多チャンネルサービスおよびケーブルプラス電話など)の料金の支払いが無い場合、本サービスの契約を解除させていただく場合があります。
- 契約終了後においても、電気料金未払いのあるお客さまの個人情報について、auELが他小売電気事業者と共有することがあります。
- お客さまが次のいずれかに該当し、auEL、もしくは当該一般送配電事業者等がその旨を警告しても改めない場合には、電気のご契約を解約することがあります。
  - ①お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合。
  - ②電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合。
  - ③契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合。
  - ④その他、auELが定める「ケーブルプラスでんき需給約款」の内容に反した場合。
  - ⑤お客さまが電気の廃止期日の通知をせず、電気のご契約場所から引越し、電気を使用していないことが明らかな場合。
- 本サービス契約期間中に発生した電気料金の債権債務は、ご契約を解除した場合でも消滅しません。

#### 8. お客さまからの契約の解約について

- お客さまのお引越し等に伴い本サービスの契約を解約される場合、事前に電気の使用停止日を定めて、ケーブルネット296にご連絡いただきます。
- 他の小売電気事業者への切替えに伴う本サービスの解約の場合には、ケーブルネット296にご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。但し、東京電力エナジーパートナー(株)の従量電灯BまたはCプランへのお申込みの場合、ケーブルネット296へ併せてご連絡ください。

#### 9. 本サービスの提供エリア

□本サービスの提供エリアは佐倉市、四街道市、酒々井町、栄町、印西市、成田市、富里市、八街市、山武市、東金市、大網白里市、茂原市、香取市、神崎町、千葉市（一部）の15市町CATVサービスエリアおよび、東庄町、旭町、匝瑳市、多古町、芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、長生村、一宮町、睦沢町、長南町、長柄町の13市町村ひかりコラボレーションエリアを基本とします。

#### 10. クーリングオフ

□お客さまが、訪問販売もしくは電話勧誘販売で、お申込み（契約）された場合、お申込みから8日を経過するまでは、書面または電子メールにより無条件で申込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うことができ、その効力は書面または電子メールによる通知を発信したときから発生します。

この場合お客さまは、①損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払い義務はありません。③すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。④権利を行使して得られた利益に相当する金銭のお支払いを請求されることはありません。⑤役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。⑥上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは書面または電子メールによりクーリングオフすることができます。

【書面の宛先】 株式会社広域高速ネット二九六

【電子メールの宛先】 営業部：sales@catv296.co.jp

【書面または電子メールに記載する必要のある事項】

サービス名（ケーブルプラスでんき）、お申込日、ご契約者名、ご住所、ご連絡先電話番号、クーリングオフを行う旨

#### 11. その他

□ご契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までとします。（年度は、4月1日から翌年3月31日をいいます。）お客さままたはa u E Lのいずれかが、変更または廃止の申し入れを行わない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。なお、最新のご契約についてはケーブルプラスでんきWEBサービスにてご確認ください。

□料金やサービスを変更する場合は予めお客さまへお知らせします。

□a u E Lまたはケーブルネット296が、ケーブルプラスでんき需給約款、各種説明書、各種案内等（これらの変更も含まれます。）を、書面の交付（郵送）に代え、ホームページ等の電子的媒体により、お客さまにお知らせすることを可能とします。また、ケーブルプラスでんき需給約款、各種説明書、各種案内等の変更を行う場合、変更とならない事項についてはお知らせを省略することがあります。

□供給電圧は、「低圧100V/200V」です。周波数は以下の通りです。

北海道・東北・東京エリア : 50Hz

中部・北陸・四国・九州エリア : 60Hz

□お客さまが故意または過失によって、電気ご使用場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物などの設備を損傷・亡失した場合には、その設備について修理費等を賠償していただきます。

□a u E Lおよびケーブルネット296の責めとならない理由によってお客さまが受けた損害については、a u E Lおよびケーブルネット296は賠償の責めを負いません。

□この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、「ケーブルプラスでんき需給約款」に基づきます。この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。その他詳細事項等は、KDDIホームページ等より「ケーブルプラスでんき需給約款」をご覧ください。

□個人情報の取り扱いについて

①a u E Lは、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかるため、電気通信事業法、個人情報の保護に関する法律、電気事業法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の業務主管庁が定めた事業分野別ガイドライン、その他関連する法令等を遵守いたします。詳細は、a u エネルギー&ライフ プライバシーポリシー (<https://kddi-1.jp/X96>) をご参照ください。

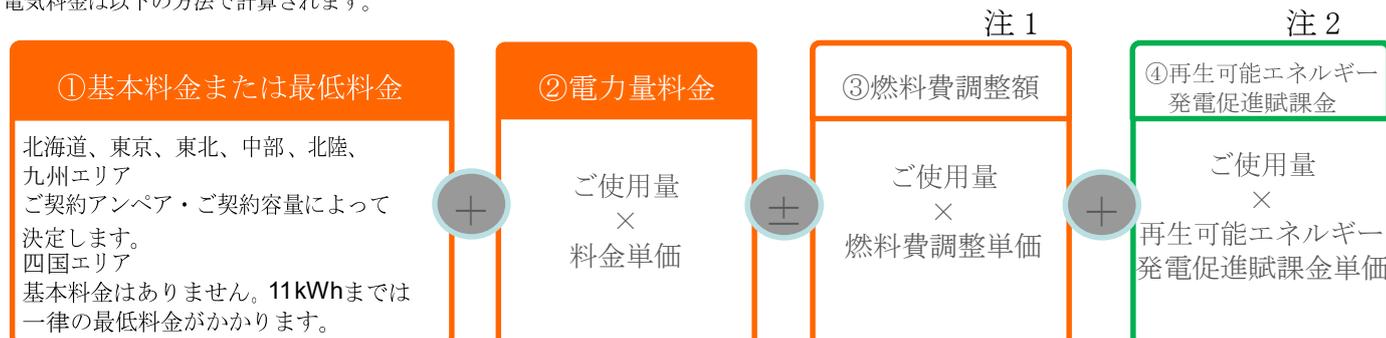
②申込内容その他本サービスのご利用にあたりご提供いただいた情報を以下の利用目的に活用することを事前にご了解ください。

- ・マーケティング活動における利用
- ・a u E Lの新サービスや、有益な情報のメール配信
- ・電力広域的運営推進機関に対する、電気のご切替手続き

③ケーブルネット296が保有する個人情報等の取り扱いは、ケーブルネット296が別に定める個人情報保護に関する規定に定めます。

#### ◆電気料金の計算方法

電気料金は以下の方法で計算されます。



注1) 電気の供給に必要な燃料費の価格変動に合わせ単価を毎月設定し、電力量に単価を乗じた「燃料費調整額」を請求いたします。

注2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、法律に基づき、電気をご利用になる全てのお客さまから電力使用量に応じ別途毎年決定されている単価を乗じた額を請求いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含んだ料金として計算します。

## ◆ケーブルプラスでんき 料金表〔 ( ) 内は税込単価〕

## &lt;でんきMプラン&gt; (東京)

区 分		単位	でんき M プラン (東京) *東京電力 従量電灯 B 相当
基本料金	10A	1 契約	268.40 (295.24)
	15A		402.60 (442.86)
	20A		536.80 (590.48)
	30A		805.20 (885.72)
	40A		1,073.60 (1,180.96)
	50A		1,342.00 (1,476.20)
	60A		1,610.40 (1,771.44)
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	27.27 (29.99)
	120kWh超過300kWhまで		33.27 (36.59)
	300kWh超過分		36.99 (40.68)
最低月額料金 <sup>(注)</sup>		1 契約	292.20 (321.42)

## &lt;でんきLプラン&gt; (東京)

区 分		単位	でんき L プラン (東京) *東京電力 従量電灯 C 相当
基本料金		1kVA	268.40 (295.24)
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	27.27 (29.99)
	120kWh超過300kWhまで		33.27 (36.59)
	300kWh超過分		36.99 (40.68)

計算例 でんき M プラン (東京) ご契約アンペア : 40A 1ヶ月のご使用量 : 350kWh

基本料金	①	1,073.60 円 [ご契約アンペア=40 アンペアの場合]
電力量料金	②	最初の120kWhまで 3,272.40 円=27.27 円×120kWh
	③	120kWh超過300kWhまで 5,988.60 円=33.27 円×180kWh
	④	300kWh超過分 1,849.50 円=36.99 円×50kWh
小 計	⑤	12,184 円=①+②+③+④ (円位未満切捨て)
燃料費調整額	⑥	-2,793 円=-7.98 円×350kWh (円位未満四捨五入) [燃料費調整単価 (税抜) =-7.98 円/kWh の場合]
再生可能エネルギー発電促進賦課金	⑦	490 円=1.40 円×350kWh (円位未満切捨て) [再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 (税込) =1.40 円/kWh の場合]
消費税相当額	⑧	939 円= (⑤+⑥) ×0.10 (円位未満切捨て)
ご請求額		10,820 円=⑤+⑥+⑦+⑧

(注) 基本料金と電力量料金との合計が最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計となります。

表記の金額は、特に記載がない場合、全て税抜価格です。別途消費税等相当額がかかります。また、消費税の計算方法はケーブルテレビ会社の定める方法となり、上記計算例と異なる場合がございます。

## ◆サービス・料金・請求に関するお問い合わせ ケーブルネット296

0120-533-296 (フリーコール) 午前9時～午後6時/年中無休

## ◆au IDに関するお問い合わせ KDDI お客さまセンター

0120-925-881 (フリーコール) 午前9時～午後8時/年中無休

◆電気供給設備の故障に関しては、一般送配電事業者にお問い合わせください。

◆小売電気事業者

a u エネルギー&ライフ株式会社（登録番号：A0077）

東京都千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー

代表取締役社長： 梶川 秀樹

◆a u エネルギー&ライフの業務委託先

株式会社広域高速ネット二九六

千葉県佐倉市ユウカリが丘4-1-1 スカイプラザサウスタワー2階

代表取締役社長： 藤本 光弘